

## 高知県養殖業振興事業費補助金実施要領

### 第1 趣旨

この要領は、養殖業振興事業の実施に関し、高知県養殖業振興事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 事業主体等について

事業主体は次の1又は2のいずれかに該当するものであって、第3に規定する養殖業規模拡大等事業計画（以下、「計画」という。）の認定を受けた者とする。

- 1 高知県内で養殖業を営む民間事業者等
- 2 高知県内で新たに養殖業を営もうとする民間事業者等

### 第3 計画について

#### 1 計画の作成

- ア 補助事業者は、別記第1号様式により計画認定申請書を作成し、知事に申請するものとする。
- イ 計画内容は、計画の最終年度において、1億円以上の生産額の増加が見込めるものとする。
- ウ 計画は、整備計画、生産計画、支出計画及び収支計画で構成し、その期間は概ね4年間とする。ただし、整備規模、生産規模又は養殖魚種等により、計画期間を4年間未満または4年間以上とすることを妨げない。

#### 2 計画の審査

養殖業規模拡大等事業計画審査会（以下、「審査会」という。）において計画を審査するものとする。

#### 3 計画の認定

審査会により計画が適当であると認められた場合は、県はその計画を認定し、別記第2号様式により補助事業者に対して認定結果の通知を行うものとする。

#### 4 計画の達成

- ア 計画は、第3の1のイに定める、1億円以上の生産額の増加を以て達成したものとす。
- イ アの条件を満たさない場合は、計画を概ね3年延長した改善計画を作成し、審査会の審査を受けるものとする。

### 附 則

- 1 この要領は、平成29年4月21日から施行する。
- 2 この要領は、令和2年5月25日から施行する。